

災害ボランティア 活動助成金



自然災害などによる甚大な被害を受けた被災地の救援、復旧、復興のための支援活動を行う個人に対して、活動にかかる経費の一部を助成します。

- 1.助成対象者・・・(1)千代田区在住、在勤、在学する18歳以上の方。
(2)被災地の災害ボランティアセンターの活動証明書を得られること。
(3)被災地における災害ボランティア活動が実働1日以上あること。

2.助成対象地域・・・災害救助法が適用された地域。または、災害ボランティアセンターが開設されている地域。

※活動をお考えの地域の社会福祉協議会や、災害ボランティアセンターのボランティア情報をご覧ください。
※**県外からのボランティアを受け入れているかどうかご確認ください。**

3.助成金額・・・活動者1名につき2万円を限度とする実費。

(一人年間1回。日帰りの連続した活動でも、一度帰宅した場合は1回の活動とみなします)

※対象経費や申請方法については、裏面をご覧ください

◆対象になる活動経費は？

- (1)公共交通機関の運賃
- (2)自動車の燃料代(満タンの状態から使用した分)
- (3)高速道路利用料(往復)
- (4)活動日当日の宿泊費

※ただし、以下の経費は助成の対象とはなりません。

- (1)航空運賃のファーストクラス及びビジネスクラス、新幹線等のグリーン車、特急の指定席、フェリーの特等および1級船室の利用料金。
- (2)食事代(宿泊費に食事代が含まれる場合は、明細に食事代を記載してください)原則、素泊まりでの宿泊手配をお願いいたします。
- (3)旅行代理店等が行うボランティアツアーにおいて、経費の細分化が難しい内容のもの

◆申請に必要な書類は？

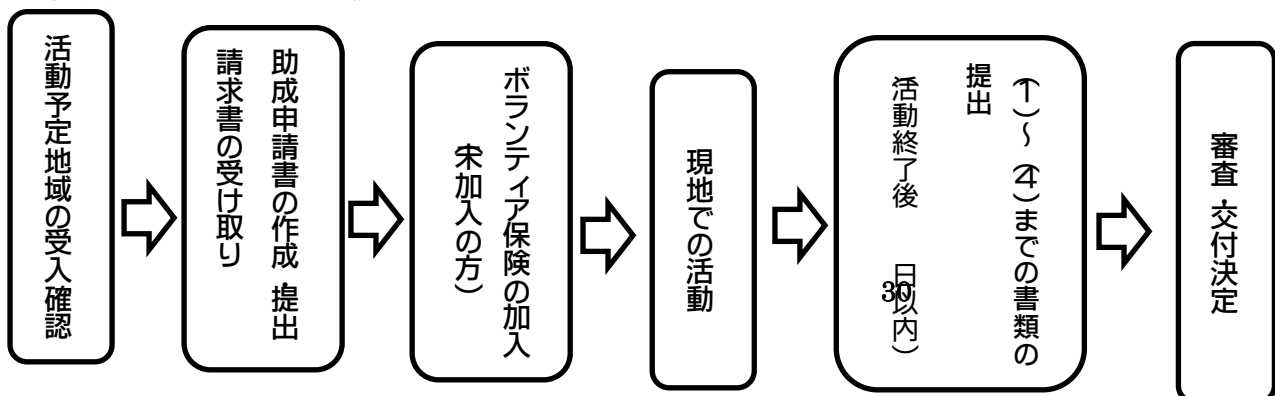
災害ボランティア活動助成金申請書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、下記書類を添付書類とともに、ちよだボランティアセンターまでご提出ください。

- (1)千代田区在住、在勤、在学する書類の写し ※住民票、免許証、保険証、学生証等
- (2)活動行程表(様式第3号)

◆活動終了後に必要な提出物

- (1)助成金請求書(様式第4号)
- (2)活動先の災害ボランティアセンターが発行する、活動証明書
※活動証明書の発行ができない場合のために、当センター活動証明書(様式第5号)を当センターのホームページからダウンロードし、活動先で担当者印をもらってください。
- (3)活動報告書(様式第6号)
※(1)(2)は申請後に様式のフォーマットをお送りいたします。
- (4)活動に係る領収書(原本)

◆助成を受けるまでの流れ



【申込・問合せ】ちよだボランティアセンター

〒102-0074 千代田区九段南1-6-10 かがやきプラザ4階 TEL:03-6265-6522

Mail:volunteer@chiyoda-cosw.or.jp